

# 観光振興財源確保策の比較検討



2018年10月31日

福岡県商工部観光局観光政策課

## 【観光振興財源確保策の比較検討①】観光振興財源を負担する対象の検討

- 地方公共団体が提供する様々な公共サービスにより地域の秩序が維持されており、旅行者についてもその恩恵を享受し安心して訪れることができることを踏まえて、地方税の応益負担の原則に沿って、その受益に応じた負担の一部を求めることは適当であると考えられる。
- 地方公共団体が実施する国内外の旅行者の受入に向けた環境整備等による受益は旅行者が受けていることから、応益負担の考え方にに基づき、その負担の一部を旅行者に求めることは適当であると考えられる。

**観光振興財源の負担については、旅行者を対象として検討することが適当ではないか。**

### <参考>

全国知事会地方税財政常任委員会「新しい地方税源と地方税制を考える研究会報告書」(平成30年5月)

#### 4 新しい税源についての方向性

##### (1) 観光客増加と更なる観光客誘致への対応

##### ② 宿泊行為に対する課税に向けた検討

###### □ 課税する場合の根拠

仮に宿泊行為に対する課税を新たな税源とする場合、その課税の目的は、地方団体が公衆衛生や治安など地域の秩序を維持するために提供する様々な公共サービスや、観光を地方創生につなげていくために必要となる、国内外の観光客の受入れに向けた環境整備等に係る財政需要の財源を確保するためと考えられる。

また、その財源の一部を宿泊行為に対する課税に求める根拠・理由として、

・ 地方団体が提供する様々な公共サービスにより地域の秩序が維持されており、観光客についてもその恩恵を享受し安心して観光に訪れることができることを踏まえて、地方税の応益原則に沿って、その受益に応じた負担の一部を観光客に求めるもの

・ 長期滞在の場合など滞在期間中は住民と同じように暮らし、住民サービスの提供を受けているので、その対価として臨時的な住民税のような位置付けで負担を求めるものと整理するとともに、近年では「観光」という概念が短期間滞在の旅行・レジャーに留まらず、長期の滞在、地域社会へのボランティア活動などへの貢献、自然環境保全への配慮等、幅広いものとなっていることを踏まえれば、一般財源として幅広く活用する普通税とするもの

として整理することができる。但し、その際には、普通税として存在していた特別地方消費税を廃止して消費税・地方消費税に統合した経緯との関係について、よく整理する必要がある。

一方で、観光客の受入れに向けた環境整備等による受益は観光客が受けていることから、応益課税の考え方にに基づき、その負担の一部を観光客に求めるものと課税の根拠・理由を整理した上で、観光を地方創生につなげていくために必要となる、観光客の受入れに向けた環境整備等の財政需要の財源を確保するための目的税とすることも考えられる。

なお、いずれの場合も、納税義務者に一定の担税力が認められることなどにより、消費税・地方消費税との二重課税という批判に対応することができるものと考えられる。

# 【観光振興財源確保策の比較検討②】地方自治体の自主財源の比較検討

## 検討のポイント

- 本県の観光振興に必要な新たな財政需要(約36億円)を、安定的かつ継続的に確保することが可能か。
- 観光振興施策や公共サービスの受益者である旅行者について、その受益者を個別に特定し受益の範囲を明らかにすることが難しいことを踏まえ、適当な財源確保手法は何か。

種類	事例	規模	安定性・継続性	受益と負担
地方税	<b>【主な事例】</b> ○ 歴史と文化の環境税(普通税) ○ 宿泊税(目的税) <b>【目的税】</b> 特定の費用のために課される税 (⇔普通税:収入を一般経費の財源に充当) <b>【法定外税】</b> 地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税	対象者の設定により規模の確保は可能	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能
分担金	<b>【主な事例】</b> ○ 福岡県県営土地改良事業分担金	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的	特定の事業に係るため安定的であるが継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある
負担金	<b>【主な事例】</b> ○ 福岡県国営土地改良事業負担金			
使用料	<b>【主な事例】</b> ○ 福岡県県立美術館使用料	施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的	安定的・継続的な確保が可能	
手数料	<b>【主な事例】</b> ○ 福岡県旅券発給手数料			
寄附金	<b>【主な事例】</b> ○ ふるさと納税 ○ 協力金 ○ クラウドファンディング	対象者の設定により規模の確保は可能	善意や協力に基づくため、安定性や継続性の確保が難しい	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない

➡ **「地方税(法定外目的税)」を財源とすることが適当ではないか。なお、確保した財源については、用途を観光振興に限定するための管理・執行方法を検討する必要がある。**

## 【観光振興財源確保策の比較検討③】課税対象とする観光行動の比較検討

### 検討のポイント

- 課税対象となる旅行者を一定程度捕捉することが可能か。
- 課税に係る行政(徴税)コストを低く抑えることが可能か。

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	関連事業者及び課税捕捉に係る行政(徴税)コスト
宿泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の日常利用との区別は一定可能</li> <li>・捕捉が容易</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の観光行動と比較すると、関連する事業所数が少なく、行政コストも少ない</li> </ul>
入域	県内への入域行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般道路等による入域行為の捕捉がほぼ不可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入域行為の把握、課税に莫大な行政コストがかかる</li> </ul>
交通機関利用	交通機関(鉄道、バス、船舶、タクシー等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の日常利用と旅行者の利用との区別が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する事業所数が多く、行政コストも大きい</li> </ul>
駐車場	有料駐車場利用		
飲食	飲食店等での飲食行為		
おみやげ購入	土産品店等での土産品購入		

課税対象の捕捉、行政(徴税)コストの観点から、「宿泊」行為への課税が適当ではないか。